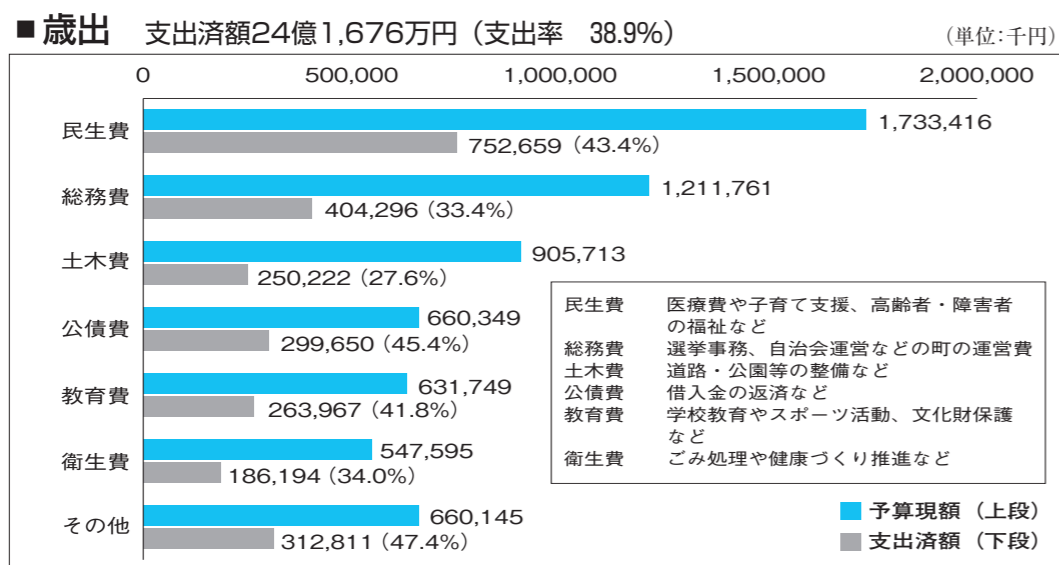
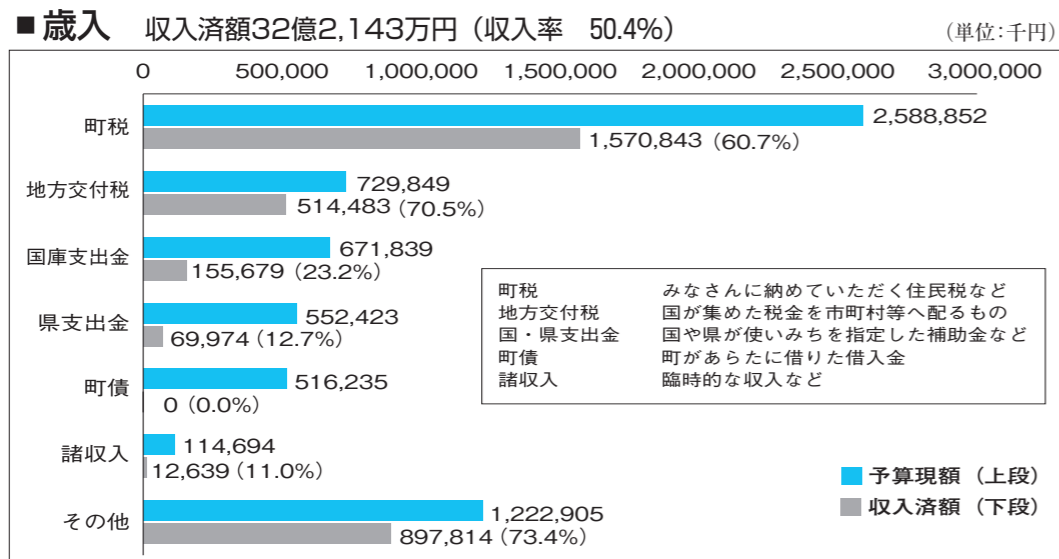


■ 一般会計 予算額(歳入・歳出ともに) 63億9,680万円



■ 特別会計

会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険特別会計	2,488,871	1,095,534	44.0%	1,096,916	44.1%
後期高齢者医療特別会計	182,893	65,661	35.9%	55,850	30.5%
介護保険特別会計	1,235,018	612,771	49.6%	429,069	34.7%
下水道事業特別会計	606,143	93,165	15.4%	208,123	34.3%

注: 国民健康保険特別会計・下水道事業特別会計の不足額は、他会計の歳入現金から一時資金を流用し収入の不足額を補いました。

■ 町債(借入金)・積立基金(貯金)

	平成27年度末 残高	平成28年度末 残高(見込)
町債	7,041,054	7,129,429
積立基金	606,750	488,030

問合せ 総務課 財政契約担当 ☎62-2151

総務課

町の家計簿より

平成28年度 上半期の財政状況

みなさんに納めていただいた税金などがどのように使われているのかをお知らせするた
め、毎年2回、予算の執行状況等を公表しています。今回は9月30日現在の状況です。
詳細は、町公式ホームページをご覧ください。

町県民税・所得税の申告受付が2月16日から始まります

■ ご注意ください

◎次に該当される方は、東松山市民文化センター確定申告会場での受付となります。

- ◇株式を売却し損益がある方【“損失の繰越控除”がある方を含む】
- ◇土地・建物を売却し損益がある方【売却先が“公的機関”の方は町で受付できます】
- ◇株の配当金・先物取引・FX取引・外国税控除がある方
- ◇収支内訳書を作成していない(わからない)方
- ◇住宅借入金等特別控除を初めて受ける方及び連帯債務がある方
- ◇青色・損失申告、過年分・更正・修正申告、贈与税・消費税申告をされる方、及び雑損控除がある方
- ◇困難な内容の申告をされる方



■ 申告受付日程および会場

月日	該当地区	会場
2月16日(木)	菅谷1区・2区	ふれあい交流センター
17日(金)	菅谷3区・4区・5区	
20日(月)	菅谷6区・7区	
21日(火)	菅谷8区・9区	
22日(水)	平澤	
23日(木)	鎌形	
24日(金)	遠山・千手堂	
27日(月)	大蔵・根岸・將軍沢	
28日(火)	むさし台	
3月1日(水)	川島	
2日(木)	川島	
3日(金)	志賀1区	
6日(月)	志賀2区	
7日(火)	志賀2区	
8日(水)	古里	
9日(木)	吉田	
10日(金)	越畑・勝田	
13日(月)	広野	
14日(火)	杉山・太郎丸	
15日(水)	予備日	

- 土・日曜日は除きます。(土曜日午前中の開庁時も受付はいたしません。)
- 混雑の状況で、午前中受付されても相談が午後になる場合があります。
- 町県民税申告書の提出は郵送でも受付できます。
- 平成28年1月1日から平成28年12月31日までの所得及び所得控除の内容を対象といたします。

■ 申告が必要な方

住民税<町県民税>

平成29年1月1日現在、嵐山町に住所がある方で、平成28年中に所得のある、次の事項に該当する方です。

- ①給与支払報告書が勤務先から役場に未提出の方
- ②給与所得者で平成28年途中で退職し、その後再就職していない方
- ③国民健康保険に加入している方

所得税

- ①平成28年中の給与収入が200万円超の方
- ②給与を2か所以上からもらっている方
- ③給与所得者で、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円超の方(※20万円を超えない方でも住民税申告は必要です)
- ④営業・農業・不動産所得者で各種所得の合計額が、所得控除の合計額を超える方
- ⑤医療費控除等の所得控除を受ける方

■ 持参していただく書類

- ①本人確認書類(下記AまたはBのどちらか)
(A)マイナンバーカード(個人番号カード)
(B)番号確認書類(※1)+身元確認書類(※2)
※1 個人番号が記載された通知カード、住民票の写し等
※2 運転免許証、医療保険の被保険者証等
- ②申告書(税務署や役場から郵送された方)
- ③印鑑(朱肉を必要とするものをご持参ください)
- ④平成28年分源泉徴収票及び支払調書等の原本
- ⑤収支内訳書及び帳簿等(営業・農業の事業所得、不動産所得のある方)
- ⑥不動産所得のある方は、該当物件の固定資産税の納税通知書(課税明細書)
- ⑦国民年金保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・任意継続保険料等の領収書、支払証明書等
- ⑧生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料含む)の控除証明書
- ⑨医療費の領収書及び個人ごとの医療費内訳を合計〔補てん額があれば差引く〕した「医療費の明細書」(医療費控除を受ける方)
- ⑩通帳または振込先がわかるもの(所得税還付申告者本人名義)
- ⑪その他参考となる書類

■ 問合せ

税務課 課税担当 ☎62-2153